

平成25年度尾道市人事行政の運営等の状況

「地方公務員法」及び「尾道市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成25年度尾道市人事行政の運営等の状況について公表します。

☎0848-38-9342

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況 (平成25年4月1日～平成26年3月31日) (単位:人)

職 種	採用者数			
	採用者数	前年度採用者数		
市長事務部局等	主事(一般事務職)	14	13	
	技師	7	5	
	保育士	2	2	
	教諭	2	2	
	消防	0	5	
	保健師	3	0	
	指導主事、主任指導主事	2	5	
	医師	13	8	
	看護師	19	21	
	診療放射線技師	1	1	
尾道市立市民病院	薬剤師	0	1	
	管理栄養士	1	0	
	理学療法士	0	2	
	言語聴覚士	0	2	
	臨床工学技士	1	2	
	病院事業局	主事(一般事務職)	0	1
		保健師	0	1
		歯科技工士	0	1
		医師	5	8
		臨床検査技師	1	0
作業療法士		6	8	
理学療法士		6	4	
言語聴覚士		1	3	
看護師		3	15	
薬剤師		1	1	
みづき総合病院	臨床心理士	0	2	
	社会福祉士	0	4	
	営繕技士	1	0	
	管理栄養士	0	1	
	介護福祉士	3	8	

(2) 職員の退職等の状況 (平成25年4月1日～平成26年3月31日) (単位:人)

区 分	市長事務部局等		病院事業局			
	人数	前年度人数	尾道市立市民病院 人数	前年度人数	みづき総合病院 人数	前年度人数
定年退職	32	50	2	3	7	4
勸奨退職	10	21	3	5	0	0
普通退職	8	5	17	22	26	24
分限免職	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	1	1	0	0	1	0
失職	0	0	0	0	0	0
死亡退職	0	0	0	0	1	0
計	51	77	22	30	35	28
再任用職員	17	11	2	1	0	0

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)			対前年増減(人)		
		平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年
一般行政部門	議会	9	9	9	-	-	-
	総務企画	172	159	153	△11	△13	△6
	税務	68	69	68	△2	1	△1
	労働	0	0	0	-	-	-
	民生	233	221	216	△23	△12	△5
	衛生	124	116	112	△9	△8	△4
	農林水産	39	39	39	△1	-	-
	商工	25	24	24	△1	△1	-
	土木	111	107	106	5	△4	△1
	小計	781	744	727	△42	△37	△17
部特別行政部門	教育	215	206	199	△70	△9	△7
	消防	219	215	211	△8	△4	△4
	小計	434	421	410	△78	△13	△11
公営企業等会計部門	普通会計	1,215	1,165	1,137	△120	△50	△28
	病院	888	933	933	31	45	-
	水道	67	66	64	△2	△1	△2
	交通	1	1	1	-	-	-
	下水道	15	15	15	-	-	-
	その他	48	49	49	△2	1	-
	小計	1,019	1,064	1,062	27	45	△2
合計	2,234	2,229	2,199	△93	△5	△30	
条例定数	2,371	2,371	2,397	△251	-	26	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

(4) 地位別職員数の状況(一般行政職)

(単位:人)

区 分	男性	女性	計
部長級	14	1	15
課長級	49	4	53
課長補佐級	69	15	84
係長級	106	51	157

2 職員の給与の状況【市長の事務部局等】

(1) 平成25年度の人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口(年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)平成24年度の比率
144,247人	58,480,177千円	956,678千円	10,185,348千円	17.4%	20.6%

(2) 平成25年度の職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数(A)	給 与 費				1人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,164人	4,309,324千円	723,828千円	1,645,943千円	6,679,095千円	5,738千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の職員数で、短時間勤務職員は含みません。

(3) 特記事項 国の要請等を踏まえた減額措置の取組状況

対象	内 容	期 間
市長、副市長、教育長	給料の減額 市長 15% 副市長 14% 教育長 13%	平成25年7月1日～平成26年3月31日
	給料の減額 一般職給料表適用職員 1・2級 4.77% 3～6級 7.77% 7・8級 9.77% 消防職給料表適用職員 1・2級 4.77% 3～6級 7.77% 7～9級 9.77% その他の手当 (管理職手当、時間外勤務手当等、地域手当) 給料月額の変額率に応じて算出された額を減額	平成25年7月1日～平成26年3月31日

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
353,816円	407,501円	44.9歳	353,723円	385,922円	52.0歳

(注) 「平均給料月額、平均給与月額および平均年齢」とは、職種ごとの職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額および年齢の総和をそれぞれ当該職員数で除して得た額および年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額または給与月額の平均が平均給料月額または平均給与月額と一致するものではありません。

(5) ラスパイレス指数の推移(一般行政職)

平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
				4月1日	7月1日
98.3	99.5	99.8	109.8(101.5)	109.4(101.0)	100.4

(注) 1 ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100として、尾道市職員の給与水準を比較した数字です。

2 平成24年、平成25年欄における()書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の数字です。

(6) 一般行政職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	尾道市	国
上級(大学卒)	172,200円	172,200円
中級(短大卒)	152,800円	-
初級(高校卒)	140,100円	140,100円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年	
一般行政職	大学卒	294,103円	340,490円	375,258円
	高校卒	239,400円	281,500円	334,055円
技能労務職	高校卒	-円	-円	(25年～30年) 352,150円

(8)一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計	
標準的な職務内容	係員	係員	係員	主任	係長	課長補佐	課長	部長		
職員数	13人	35人	48人	184人	152人	83人	53人	15人	583人	
構成比	2.2%	6.0%	8.2%	31.6%	26.1%	14.2%	9.1%	2.6%	100%	
参考	1年前の構成比	3.0%	4.7%	8.6%	32.2%	26.5%	13.8%	8.7%	2.5%	100%
	5年前の構成比	1.0%	3.2%	16.3%	33.0%	22.5%	13.5%	7.9%	2.6%	100%

(注) 1 給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 再任用職員は含まれていません。

(9)職員手当の状況(平成26年4月1日現在)

区分	尾道市			国	
期末手当	国と同じ			6月期	期末手当 勤勉手当 1.225月分 0.675月分 (0.65)月分 (0.325)月分
勤勉手当				12月期	1.375月分 0.675月分 (0.80)月分 (0.325)月分 計 2.6月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置
退職手当	支給率は国と同じ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%)			(支給率)	自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分
	1人当たりの平均支給額	自己都合 2,721千円	定年・勤奨 23,380千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%)	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

地域手当	支給対象地域	東京都特別区	広島市
	支給率	18%	6%
	支給対象職員数	-	6人
	国の制度(支給率)	18%	10%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)	-	198,347円

特殊勤務手当(平成25年度)	区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	24.2%	
	支給職員1人当たり平均支給年額	88,650円	
時間外勤務手当	手当の種類(手当数)		12種類
	平成25年度	支給総額	208,000千円
		職員1人当たり平均支給年額	169千円
	平成24年度	支給総額	224,092千円
職員1人当たり平均支給年額		175千円	

区分	内容	
扶養手当	扶養親族である配偶者……………13,000円 配偶者以外の扶養親族……………6,500円 配偶者のない扶養親族のうち1人……………11,000円 扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき・加算)……………5,000円	
	住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度……………27,000円
通勤手当	交通機関利用者	最高支給限度額……………1カ月あたり55,000円
	交通用具利用者	距離に応じて支給(1km以上)……………2,200円~24,700円

(注) 国との比較では、扶養手当、住居手当および通勤手当の交通機関利用者の支給額は国と同じで、それ以外は一部異なっています。

(10)特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

()書きは給料カット後の額

区分	給料月額等	
給料	市長	940,000円(864,800円)
	副市長	780,000円(725,400円)
報酬	議長	520,000円
	副議長	480,000円
	議員	450,000円
期末手当	市長	6月期 1.90月分 12月期 2.05月分 計 3.95月分
	副市長	6月期 1.90月分 12月期 2.05月分 計 3.95月分
	議長	6月期 1.90月分 12月期 2.05月分 計 3.95月分
	副議長 議員	6月期 1.90月分 12月期 2.05月分 計 3.95月分

3 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(平成25年4月1日~平成26年3月31日)(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			41		41
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					
計			41		41

※この人数は延べ人数であり、重複して発令した人を含みます。

(2)懲戒処分者数(平成25年4月1日~平成26年3月31日)(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	1	3		2	6
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		2		2	4
計	1	5		4	10

※この人数は延べ人数であり、重複して発令した人を含みます。



電話予約で住民票・印鑑証明書が平日夜間や休日に受け取れます

予約場所 本庁市民課か各支所(浦崎・百島支所を除く)

対象 住民票、印鑑証明書

予約者 証明書に記載された本人か本人と同一世帯の人

受取者 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人

予約方法 受取を希望する当日(※休日に受取を希望する場合はその直前の開庁日)の8:30~17:00に電話で予約

受取場所 予約した場所の警備室

受取時間 平日/17:30~21:00、休日/9:00~17:00(予約時に受取時間も決定)

受取に必要なもの ①受取者の官公署発行の顔写真付の本人確認書類[※顔写真付の住基カード、運転免許証、パスポートなど(お持ちでない場合は利用できません)]②印鑑証明書の場合は、証明する人の印鑑登録証

☎市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6208)

御調支所まちおこし課

(☎0848-76-2111)

向島支所しまおこし課

(☎0848-44-0110)

瀬戸田支所住民福祉課

(☎0845-27-2211)

毎週金曜は午後7時まで戸籍、住民票、印鑑・所得証明を発行しています

場所 本庁市民課

因島総合支所市民生活課

内容 戸籍、住民票、印鑑・所得証明書の発行、パスポートの受取など
※住所変更、パスポートの申請はできません。

☎市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明は発行できない場合もありますので、事前に担当課へご確認ください。

☎収納課(☎0848-38-9172)

因島瀬戸田市民税係

(☎0845-26-6227)

犬を飼っている皆さんへ

■飼犬の登録と狂犬病予防注射のお願い

犬を飼う場合は、市への登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)が狂犬病予防法で義務づけられています。また、狂犬病予防注射を受けている人で注射済票の交付手続きがまだの人は、環境政策課か各支所で注射済票の交付手続きをしてください。その場合、獣医師が発行した注射済証を必ず持参してください。また飼い主の変更(住所変更含む)や犬が死亡した場合も届け出をお願いします。

■野良犬や野良ねこを集める原因

無責任に野良犬や野良ねこへエサを与えると、野良犬や野良ねこが増える原因になるなど、地域の皆さんに迷惑をかけることにもなります。もしエサを与えるなら、家族の一員として終生愛情と責任をもって自宅で飼いましょう。また野良犬の保護については広島県動物愛護センター(☎0848-86-6511)へ連絡をお願いします。

☎環境政策課(☎0848-38-9434)

固定資産税・都市計画税

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)現在の所有者に課税されます。

年内に所有権移転登記を済ませたときは、来年度からその登記名義人(所有者)に課税されますが、賦課期日を越えると、旧登記名義人(旧所有者)に課税されます。固定資産を売買・相続等した場合は、早めに法務局で所有権移転登記の手続きをお願いします。

固定資産の所有者が亡くなられた場合は、相続登記が完了するまでの間、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出てください必要があります。

また、今年の1月2日以降に、固定資産の内容(地目変更、用途変更等)・納税義務者の住所等に異動があった場合にも連絡をお願いします。

☎資産税課(☎0848-38-9162・☎0848-38-9164)

因島瀬戸田資産税係(☎0845-26-6228)

事業をしている皆さん~償却資産の申告を~

毎年1月1日(賦課期日)現在、市内で事業をしている法人または個人は、償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。

平成27年度の「償却資産申告書」を12月中旬に発送しますので、「申告の手引き」を参考に申告書等を作成のうえ、平成27年2月2日(月)までに提出してください。なお、償却資産をお持ちで申告書が届かない人、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。詳しくは、お問い合わせください。

【償却資産とは】法人や個人で、工場や商店などの経営・農林水産業・駐車場やアパートの貸付等、その事業のために所有する事業用資産(構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品等)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要な経費に算入されるものをいいます。

☎資産税課(☎0848-38-9164)



地上デジタル放送の難視対象者の皆さんへ

山や谷などの自然的、地形的な原因により地上デジタル放送の受信が困難地域(難視地域)の人で、まだ難視対策が完了していない人へお知らせをします。現在、国が地デジ難視解消のため実施している各種補助制度及び、国の暫定措置の対策としての衛星放送(東京局)は、平成27年3月末をもって終了します。対策をしていない人は至急下記へ連絡をお願いします。

☎総務省地デジコールセンター
(☎0570-07-0101/9:00~18:00)
※12月29日(月)~平成27年1月3日(土)は休業。
環境政策課(☎0848-38-9434)

~住宅建築を計画している皆さんへ~ 中間検査を引き続き実施します

現在、市では建築確認を受けた住宅の中間検査を行う期間を12月31日(水)までとじていますが、平成29年12月31日(日)まで延長することとしました。

「中間検査を行う期間」以外の指定内容に変更はありません。
☎建築指導課(☎0848-38-9245)

国民健康保険~確定申告(医療費控除)の前に高額療養費の申請を忘れずに~

確定申告の際に医療費控除を受け人は、医療機関が発行した領収書の原本を提出することになります。

一方、国民健康保険の高額療養費を申請する場合にも、領収書の原本が必要です。

平成26年11月・12月診療分の高額療養費支給申請案内文書の送付は、確定申告時期(11月診療分は2月中旬頃、12月診療分は3月中旬頃)となりますので、高額療養費に該当していると思われる場合は、確定申告(医療費控除)で領収書を提出される前に高額療養費の申請を行ってください。持参した領収書の原本は申請後にお返しします。

先に確定申告をした場合は、領収書の原本を返却してもらってから高額療養費の申請を行ってください。
☎保険年金課(☎0848-38-9142)

国民健康保険~70歳未満の人の高額療養費の自己負担限度額が変更になります~

同一月内の医療費の負担が高額となり、定められた自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。この自己負担限度額が、70歳未満の人については、平成27年1月から所得区分が細分化されて、現在の3段階から5段階に変更されます。

【平成26年12月まで】

所得区分	適用区分	自己負担限度額
上位所得者 ※1	A	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% <多数該当:83,400円> ※2
一般の世帯 (住民税課税世帯)	B	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>
住民税非課税世帯	C	35,400円 <多数該当:24,600円>

※1 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯。

※2 多数該当とは、過去12か月間に高額療養費の該当が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

【平成27年1月から】

所得区分	総所得金額等 ※3	適用区分	自己負担限度額
上位所得者	901万円超	ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% <多数該当:140,100円>
	600万円超 901万円以下	イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% <多数該当:93,000円>
一般	210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% <多数該当:44,400円>
	210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円 <多数該当:44,400円>
住民税非課税世帯		オ	35,400円 <多数該当:24,600円>

※3 総所得金額等=総所得金額(収入総額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除(33万円)。

◎70歳から74歳までの人の自己負担限度額は、変更ありません。

☎保険年金課(☎0848-38-9142)